

令和2年度 学校経営方針

荒川区立第三中学校長
小 柴 憲 一

1 学校教育目標

人間尊重の精神に基づき、校訓「人間としてかがやく」をめざし、知性と感性に富み、健やかでたくましく生きる生徒を育成する。

2 学校経営目標と方向性

「社会を構成する一員」としての自覚をもたせるため、学級・学年・学校等の各組織の中で社会的自立を促し、教科等の中でこれまでの「キャリア教育」の研究の成果を生かした授業を展開するなど、質の高い教育を提供することにより、成人としてふさわしい資質・能力の基盤を育成する。

- (1) 教科等を中心に全ての教育活動を通して以下の力を身に付けさせる。なお、「社会」については、「学級」「学年」「学校」等の生徒一人一人が所属する各組織に読み替える。
 - ① 多様な他者の考えや立場を理解し、相手の意見を聴いて自分の考えを正確に伝えることができるとともに、他者と協力・協働して社会に参画し、今後の社会を積極的に形成することができる力
 - ② 自分が「できること」「意義を感じること」「したいこと」について、社会との相互関係を保ちつつ、自己の可能性を肯定的に受け止め、主体的に行動すると同時に、自らの思考や感情を律して進んで学ぼうとする力
 - ③ 仕事をする上での様々な課題を発見・分析し、必要・有益・正確な情報を見極め、適切な解決手段を考え、行動変容することができる力
 - ④ 「働くこと」の意義を理解し、自らが果たすべき様々な立場や役割との関連を踏まえて、多様な生き方に関する価値を理解し、自ら主体的に判断して人格を形成していく力
- (2) 様々な文化や価値観を背景とする人々と相互に尊重し合いながら生きることや、科学技術の発達や社会・経済の変化の中で、人間の幸福と社会の発展の調和的な実現を図るために、「特別の教科 道徳」の指導を通して、自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての生き方についての考えを深めさせる。
- (3) 地域行事に参画したり、地域資源を取り入れたり、地域人材の力による教育活動の実践を通して、地域への愛着を深めるとともに地域の一員としての自覚を高める。
- (4) 新型コロナウイルス感染症に対する正しい理解を促し、世界的に発生している根拠のない誹謗・中傷に対して「許せない」という人権感覚を育むとともに、知識がないことや知識がないために抱く恐れが人権問題を引き起こしてしまうことについて実感を伴って理解させる。

3 具体的方策

- (1) 学校経営
 - ① 「一人一人の生徒を大事にする」を根底とし、いじめ問題の被害生徒・加害生徒、認知に偏りや障がいのある生徒、食物アレルギーのある生徒、登校が困難な生徒、要保護児童等に関し適切な対応をとるために、学校いじめ防止対策組織・特別支援教育校内委員会・食物アレルギー対策委員会等、各組織がこれまで以上に機能するよう、主任等の教員が中心となり全教員が自分事として考える体制を整える。
 - ② 教員個人の役割として実施していた事業については、既存の分掌に位置付け、主任等の教員中心に運営することにより、学校組織の力としてこれからの本校の教育活動に継承される体制を構築していく。
 - ③ 継続する「小中一貫教育実践校」の利点を生かし、先行実施した小学校における「特別の教科 道徳」の実施状況を把握し、「令和2年度 荒川区教育委員会研究指定校」として、これまでのキャリア教育の研究の成果を土壌として「特別の教科 道徳」の研究を推進することにより、生徒に「社会を構成する一員」としての自覚をもたせていく。

- ④ 学校パワーアップ事業では、これまで本校が先駆けとして実施し始めた「三中てらこや」を初めとしてその実績を基に継承するとともに、新たに、生徒がネット活用による家庭学習環境を構築するとともに、「花いっぱい・緑いっぱい」活動は校内を離れ地域に還元できるよう活動範囲を広げる。
- ⑤ 学校公開、校内の写真展示、学校ホームページの更新や学校からの各種たよりの発行により、生徒の活動を広く発信し、地域・保護者からの教育活動の「見える化」を図っていく。
- ⑥ 学校経営計画を作成し、中・長期的目標、短期的目標を設定するとともに、取組目標の指標・成果目標の指標を明らかにした上で、学校評議員会への説明責任を果たし、学校評価の結果を広く公表する。

(2) 学習指導

- ① 次年度、新学習指導要領完全実施に向けて、移行措置を確実に実行し未履修の内容指導計画を作成する。また、すでに完全実施となっている総則により、生徒にとって「何を理解しているか」「何ができるか」、「理解していること・できることをどう使うか」、「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」について自己分析ができる授業を展開する。
- ② 「2(1)①～④」の力を身に付けさせるために、また上記「①」のためにも、他者と「対話する」、さらに「討議・議論する」授業を全ての教員が実践する。
- ③ 「特別の教科 道徳」では、資料に応じて内容項目を適切に設定して、道徳的諸価値の何について考えさせるのかを明らかにした上で、「考える道徳」「議論する道徳」の実現を目指す。
- ④ 芸術については鑑賞と表現が表裏一体であることを踏まえるとともに、生徒個人によって技能等の差があることから、指導に当たっては「なぜ芸術が生活を豊かにするのか」を理解させ、自己肯定感を高めることを心がける。
- ⑤ 保健指導については、将来も未知の感染症の拡大があることを想定して、保健体育科・養護教諭と連携して、特に感染症に関しては科学的な理解を深めさせる。
- ⑥ 技術・家庭の家庭分野については、消費者の基本的な権利と責任に関する学習を通して、自立した消費者として責任ある行動がとれるよう、「社会を構成する一員」としての自覚をもたせる。
- ⑦ 外国語（英語）では、小学校の外国語活動・外国語の学習を通して、日本語と外国語の文構造・言語の働き等の違いに戸惑いを感じている生徒がいることを踏まえ、入学当初からの英語に対する苦手意識をもたせないよう円滑な接続を図るとともに、発達段階に応じて社会的問題に関する情報や考えについて伝え合う場が設定できるよう外国人指導助手も活用して指導の充実を図る。
- ⑧ 学習指導要領に定められた適切な指導計画・内容に基づき、3観点を評価するに十分な質と量の評価資料を蓄積のうえ評価し、それらを総括して評定を定める。また、各教科の評価・評定方法は事前に生徒・保護者に説明しておくとともに、生徒から回収した評価対象資料については早めにその評価結果を記して返却するなど、生徒自身が自分のそれぞれの教科学習に関する達成状況を把握できるようにしておく。
- ⑨ タブレット・パソコン、電子黒板等のICT機器の活用により、視覚に訴え理解を促すとともに、ICT機器により表現することにより授業の効率化を図る。
- ⑩ WEB上の検索機能により必要最低限の情報を効果的に収集する風潮が一般化されつつある中、「創造性・想像性を高める」「教養を高める」「論理的文章構成に好感をもつ」「メタ認知能力を高める」ために、読書活動を推進する。特に、学校司書の専門性を活用して、積極的に学校図書館を活用するとともに、保護者ボランティアの協力も得て開館時間を拡大する。
- ⑪ 漢字検定・数学検定・英語検定等の各種検定の受検を奨励し、学習意欲の向上のみならず、課題を設定して、そのために計画を立てて実現方法を考え、行動変容させる態度を育成し、結果として自己肯定感をもちさせる。

(3) 生活・進路指導

- ① 「あいさつ」は人間関係を円滑にすることや、声を出すことにより対人コミュニケーションを実現させる出発点となることから「全ての基本」と言われている。よって、あいさつ運動を一層発展させ、汎用的技能として地域行事などで生徒が実践できるようにする。
- ② いじめの未然防止を図ることはもちろんのこと、早期発見に努める。特に、特徴的な言動をし

てしまう生徒は周囲の生徒から理解されにくいことが多いことから、早めに当該の保護者との面談を通して、周囲の生徒への理解を促す方法について相談する。また、いじめに発展するかもと教員が察知したときは、すでにいじめに進展している場合が多いことも念頭において、速やかに学校いじめ防止対策委員会に報告し対応をする。その際、今起きているいじめ行為とその前段階にあった原因は分けて考え、まずは、いじめ行為の具体の解明とそれが許されないこと、そしてその原因となっていたことが起きないようにするための手立ての順で考えるようにする。

また、いじめられた生徒の保護者の感情に寄り添うのは当然だが、いじめをしてしまった保護者の心の中にそれを認知したくないという心情がわいてくることを踏まえたうえで、年度の初めの保護者会などで「誰もが被害者にも加害者にもなり得ること」「大切なことはその経験を苦い経験として生徒本人が受け止めてリスタートすることにより、生徒はより一層人格が形成されていくこと」を伝えておく必要がある。

- ③ 学校に登校できない生徒は、本人に係る要因・学校に係る要因・家庭に係る要因・その他様々な要因が考えられるが、一要因を取り除いてすぐに解決するものではなく、継続的に支援していく必要がある。何より、保護者の思いは不安や憤り等で困惑していることも多く、家庭訪問等により保護者や生徒の悩みを緩和していくことも大切だが、なるべく早くにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家につなげていく。
- ④ 認知の偏りや障がいのある生徒については、そのことに伴って当該の生徒が学校生活上、「何に困っているか」という視点に立ってスクールカウンセラーとともに観察・分析する。そして、特別支援教育校内委員会で情報を共有するとともに、特別支援教育コーディネーター・養護教諭とともに対応を考え、保護者との面談を実施する。その際、まず、当該生徒が困り感をもっていることについて説明し、当該生徒の今後に対する願いをまず共有することが重要であり、個別指導計画等の支援計画の作成はそこから始まる。

なお、保護者が認知することに躊躇することも大いに考えられることから、当該生徒が困っている状況について継続的に説明していく。

- ⑤ 生徒指導は生徒が問題を起こしたときに行う指導ではない。日常的に「一人一人の生徒を大事する」を根底とし、主に学級担任・学年教員が核となり教員が生徒理解に努め、一人一人の生徒とのコミュニケーションを図っておかなければならない。そして、生徒が問題行動を起こしてしまったときは、社会的に許されないことについては毅然とした態度でそのことを説明し納得させる。また、保護者との連絡も図り、指導後も保護者の協力を得るため、あるいは保護者に安心感を持ってもらうため、その後も課題となっている様子や改善されている側面などを一定期間連絡する。なお、重大性や緊急性は、教員個人で判断しないため、また教員が一人で抱え込まないためにも、「報告・連絡・相談」そして「記録」を徹底する。

そして、緊急時・重大事には、早急な対応がとれるよう生活指導部の方針に基づき学校全体の体制で対応する。

- ⑥ 防災部を中心としてボランティアの参加を促し、汐入地区の防災教育に参画する。また、汐入町会と三中合同の防災訓練に積極的に参加させ、地域の一員という立場で防災教育を推し進め、自助・共助の精神を高める。
- ⑦ 「校内ハローワーク」「勤労留学」「おもしろ探求授業」等を通して、職業人の社会性や専門性に触れることにより、自分の将来を想像し、勤労観・職業観を養う。
- ⑧ 第1学年から、「社会を構成する一員」としての自覚をもたせるため、中学校卒業後を見通させるようにし、上記「⑦」のような機会に、自分の進路について考えさせるようにする。

第3学年では、進路希望調査・三者面談を通して分かっている範囲内の適切な進路情報を提供し、生徒本人及び保護者との協議の中で意思決定ができるように促していく。特に、資料だけ、第三者からの助言だけで判断するのではなく、実際に訪問して情報を収集し、他と比較検討するなど、情的に判断するのではなく、分析的に判断できるよう指導する。なお、中学生にとっての進路決定は、大人が想像するより本人はさらに重大に感じており、日常的な行動にそれが表れていなくても、「これで人生が決まる」と思い詰めるほどストレスを抱えている場合も少なくないことに十分留意する。

(4) 特別活動・その他

- ① 学級担任・学年教員は「一人一人の生徒を大事にする」を根底とし、一人一人の生徒にとって居場所のある学級・学年かどうかを常に振り返り、生徒が自分の存在意義を感じ、1日の終わりには充実感をもてる学級・学年経営をする。
- ② 学級・学年・学校の問題について、構成員である生徒が自ら問題の原因、解決方法等について考え、他者と協議しその解決方法の妥当性、持続可能性についても議論させる。特に、発言力のある生徒主体で解決方法が決定してしまう場合は、それにより負担を感じる生徒が出てくることや、持続するに当たって組織全体の活動が衰退してしまう場合があることに留意する。
- ③ 学級・学年・学校の係・委員会活動は、「働くこと」という視点で捉えさせ、活動内容の大小にかかわらず学級・学年・学校の一員としての責任を負っていることを自覚させる。また、教員は、係・委員会を設定するからには、充実感を味わえる活動を指示する。
- ④ 給食指導に当たっては、たくさんの食数を調理するからこそ、一家庭では調理しにくい豊富な食材を使用した料理を食べられること、調理するに当たっては地産地消を考慮に入れていること、一週間・一月等の期間を通して栄養のバランスがとれていること、行事食や地域の食文化にも触れることなどについて生徒に認識させるとともに、だからこそあらゆる人々に感謝しなければならないことを理解させる。そのような給食指導をしている学級において、給食の時間が乱れることはない。
なお、中学生という発達段階として「食物アレルギー」については理解していることとは思うが、年度当初に、食物アレルギーのある生徒が不利益を被らないよう十分説明するとともに、食事をするときには食物アレルギーのある生徒を気にかけてあげる学級を構築するようにする。
- ⑤ 生徒会会長・本部を中心とした自治的な活動である生徒会活動を充実させ、JRC（青少年赤十字）活動の活性化によりボランティア活動を積極的に推進し、公共心や奉仕の精神を育成する。なお、今年度は、花いっぱい活動・緑いっぱい活動において、校内だけではなく、近所の商店街や勤労留学でお世話になっている事業所の了解を得て、校名入りのプランターなどの設置に着手する。
- ⑥ 本校伝統の学校行事においては、生徒の安全を第一に実施計画を立てるとともに、代表の生徒に計画作成に参画する箇所を指示し、自治的な活動により大きな行事の実現に貢献する体験をさせ「社会を構成する一員」としての自覚をもたせる。
- ⑦ 部活動においては、部活動ガイドラインを厳守するとともに、練習の科学的裏付けを選手・部員に説明し「なぜその練習が必要なのか」を合理的に理解させること、顧問と選手・部員との間のコミュニケーションを十分にとること、心身両面で負担のかかるリーダーに対する助言や支援を心がけること、異学年間・同学年内での人間関係を観察し人間関係のトラブルを早期に発見することに十分留意する。また、「信頼関係があるから少しくらい叩いても」という認識違いは教員同士の中で決して許さないこと。

4 その他

- (1) 生徒のけが・体調不良に関しては、養護教諭と連携を図りながら迅速な対応をとる。保護者への連絡は当然のこと、判断に悩む場合は躊躇せず救急対応を要請する。
- (2) 私費会計の取扱いについては、保護者を交えた私費会計検討委員会を実施するなどして公明・公正を図る。
- (3) 校内服務事故防止研修により、常に一人一人の教員が自分の服務について振り返るとともに、ヒヤリ・ハットの段階でその事案を教員全体で共有する。
- (4) 文部科学省から通知された公立学校教職員の在校等時間の上限を定めた告示により一部改正された、荒川区立学校の管理運営に関する規則に基づき、出退勤の打刻により計算された教員個々の在校等時間を把握することにより、次年度に向け業務の集中化を避け、時期ごとの在校等時間の変化から教育課程の編成を工夫し、教員個々の効率的な業務処理を推進する。

ただし、「働き方改革のために」という説明は、まだ地域・保護者からは受け入れられる状況ではない。教育委員会が区民に学校の働き方改革の推進を啓発し、地域が受け入れられる状況になることを粘り強く待つとともに、「生徒のために」という説明を絶対に厳守しなければならない。

なお、育児・介護事情は社会的に受け入れられ始めてきている。